



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2005 夏号

2005年 8月発行 第39号



---

**加藤幸江弁護士、小林章博弁護士パートナー就任**  
中務正裕弁護士 米国カークランド&エリス法律事務所執務  
中務尚子弁護士 米国レイディッグ、ボイト&メイヤー法律事務所執務  
小林幹雄弁護士 中国上海2年間の留学を修了し、復帰

---

暑中お見舞い申し上げます。

この度、加藤幸江、小林章博両弁護士が、弁護士法人中央総合法律事務所の社員弁護士(パートナー)に加わりました。加藤幸江弁護士は、知的財産権、独禁法、不正競争防止法等の、小林章博弁護士は、会社法、企業再生、商取引法等の分野を専門分野とするベテランの弁護士です。これからは弁護士法人の経営に参画し、その力量を発揮されるものと期待されています。

米国に留学しておりました中務正裕、中務尚子両弁護士はいずれも今7月、米国ノースウェスタン大学ロースクールを修了、法学修士となり、中務正裕弁護士は米国でも最大手の法律事務所の一つである、カークランド&エリス法律事務所、中務尚子弁護士は知的財産法を専門とするレイディッグ、ボイト&メイヤー法律事務所執務することとなりました。両弁護士共、米国における最先端の法律事務にも精通し、皆

様の期待に応えてくれることと存じます。

小林幹雄弁護士は、2年間、中国上海に留学、復旦大学において中国法を研鑽し、華誠法律事務所を始めとする現地の法律事務所にて中国法実務を研修しておりましたが、今7月、同留学を修了、この度当事務所に復帰しました。中国の法律事務所との連携も一層深くなり、これからは、中国に進出し、また進出していく企業のニーズに的確に対応できる体勢ができました。

社会経済のグローバル化に対応して、当事務所も体制と機能を更に充実しておりますことをご報告申し上げます。

弁護士法人中央総合法律事務所  
所長弁護士 中務 嗣治郎



弁護士  
**小林 章博**  
(こばやし・あきひろ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1999年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
51期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務  
会社法務、民事法務、  
商事法務、家事相続法務法務

## 新会社法の成立が間近です!

弁護士 小林 章博

### 1 はじめに

ライブドアによるニッポン放送株の買収問題が新聞、メディアでも大きく取り上げられたこともあり、社会的にも大きな注目を集めている会社法案(以下では新会社とします。)が2005年3月22日国会に提出され、今国会での成立、来年4月1日施行を目指して現在審議がすすめられています。

新会社法は、現在の商法第二編(現在は会社に関する規定は商法におかれています。)有限会社法等の規定を現代的表記に改めた上で分かりやすく再編成したものです。結果的に条文数が約1000条にも及び膨大な法典となっています。また、極めて多岐にわたって実質的改正が行われています。以下では、新会社法のポイントについてご説明します。

### 2 有限会社法は廃止されます。

有限会社法は廃止されます(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」)1条3号)。従って、新会社法施行後は新たに有限会社を設立することができなくなります。現在、すでに存在している有限会社は、有限会社そのまま存続する(このように「有限会社」という名前を残して存続する会社を特例有限会社と呼びます(同3条1項、2項))、株式会社へ移行する(商号中に株式会社という文字を用いる旨の定款変更を行い、かつ、商号変更登記を完了が必要です。同45条1項、2項)という二つの選択肢があります。

### 3 会社の設立が容易になります。

#### (1) 最低資本金制度が廃止されます。

現行法上、株式会社は1000万円、有限会社は300万円の最低資本金が要求されていますが、この規定が撤廃されます。

#### (2) 発起設立の場合、払込取扱機関の証明書が不要となります。

これにより設立手続きが簡単になるとともに、会社設立日まで払い込んだ金銭を使用できないという不都合が解消されることになります。

#### (3) 現物出資や財産引受について、検査役の調査が不要となる場合が拡大されます。

当該財産の価額の総額が500万円を超えないときは、検査役による調査が不要となります(新会社法33条10項<sup>1</sup>)。

#### (4) 株券は原則不発行になります。

定款で定める場合にだけ株券を発行することができることになり、株券は不発行が原則となります(214条)。なお、株式譲渡制限会社<sup>2</sup>については、定款に株券発行を定めていても、株主から請求がある時までは株券を発行しないこともできます(215条4項)。

### 4 会社の機関設計や運営方法が大幅に自由化されます。

#### (1) 株式会社に最低限度必要とされる機関は、株主総会と取締役だけになります。

取締役会を設置しない株式会社の取締役は1人でもよいこととなります<sup>3</sup>。取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会は原則として任意設置の機関となります(326条2項) 会社の規模や株式譲渡制限の有無等により設置が強制される場合もあります。)

#### (2) 会計参与制度が新設されます。

会計参与は、取締役と共同して、計算書類、附属明細書等を作成する会社の役員です(329条1項、374条1項)。会計に関して専門的知識を有する公認会計士や税理士等が就任しますので(333条1項)、特に中小企業において会計参与を設置することにより、計算書類への信頼性が高まることが期待できます。

#### (3) 役員の任期の延長が可能となります。

役員の任期は、原則として取締役2年<sup>4</sup>、監査役は4年、会計参与2年、会計監査人1年ですが、株式譲渡制限会社については定款の定めにより取締役、会計参与、監査役の任期を最大10年まで伸長することが可能です(332条2項、334条1項、336条2項)。

#### (4) 取締役の資格について

現在は、破産手続開始決定を受け復権していない者は取締役になれませんが、かかる規制が撤廃されます。また、株式譲渡制限会社においては、取締役の資格を株主に限ることができるようになります(331条2項)。

#### (5) 取締役会の書面決議ができるようになります。

取締役会設置会社の場合、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示を

したときは当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます(370条)。

#### 5 役員に関する規定が整理されます。

現行法では取締役の会社に対する責任について無過失責任とされているものがありました。新会社法では取締役を含む役員に関する責任について過失責任としました(423条1項)。また、責任の一部免除や責任限定契約についても整理されます(425条~427条)。

#### 6 株式制度が大幅に変更されます。

- (1) 一部の種類の株式について譲渡制限をすることが可能になります。

現行法では、会社が数種の株式を発行している場合にそのうち特定の株式のみに譲渡制限を付することは想定されていませんが、今後は譲渡制限を付した種類の株式を発行することができます(108条1項4号)。また、定款変更の手続を行えば、種類株式の発行後に譲渡制限の定めをすることも可能になります(111条2項)。

- (2) 株式譲渡制限会社においては、定款の定めにより株主ごとに異なる取扱いをすることが可能になります。

株式譲渡制限会社においては、剰余金の分配、残余財産の分配、株主総会における議決権について、定款により、株主ごとに異なる取扱いを定めることができるようになります(109条2項)。

- (3) 相続等の場合に譲渡制限株式の売り渡しの請求ができるようになります。

株式会社は、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対して、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができます(174条)。

#### 7 合同会社(いわゆる日本版LLC)が新設されます。

現行法認められている合名会社、合資会社に加えて、合同会社が新設されます。これは、社員が会社債権者に対する責任は有限責任(出資の限度)ですが、会社の業務決定等の内部関係については原則として社員全員で決定するとい

う組合的規律が適用される会社です。合併会社やベンチャービジネスでの活用が期待されています<sup>5</sup>。

以上述べた以外にも、新株予約権、社債、利益配当(剰余金の分配)、組織再編等の分野に関しても多くの改正がなされていますが、共通していえることは選択肢が多様化し、会社経営の自由度が高まる点です。その反面、会社経営者には、多様化した選択肢の中から自社に最適な方策を選択することが求められることになります。新会社法により認められた多様な選択肢を有効活用するためには、定款で適切な規定を置くことが非常に重要です。新会社法の成立も間近です。今一度、御社の定款の検討という側面から、会社の経営について検証されてはいかがでしょうか。

---

1 新会社法に関する引用条文は、国会に提出された会社法案をもとに記載していますので、成立までに変更される可能性があります。

2 新会社法では、このような会社を「公開会社でない会社」といいます。「公開会社」(新会社法2条5号)は、株式が上場されているか否かに関係のない概念ですので注意が必要です。

3 取締役会設置会社の場合は、3人以上の取締役が必要です(39条1項、331条4項)。監査役会設置会社については3人以上の監査役が必要であり、かつその半数以上は社外監査役である必要があります(39条2項、335条3項)。

4 正確には「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで」(332条1項)となります。会計参与、監査役、会計監査人も同様です。

5 合同会社へ法人税課税が適用されるか否か(いわゆるパススルーとなるか否か)について現時点では結論は出ていませんが、財務省は合同会社には税制上のメリットをつけない考えといわれています。なお、合同会社に類似した組織として「有限責任事業組合(いわゆる日本版LLP)に関する法律」が平成17年4月27日可決成立していますが、同組合は法人格がありませんので構成員課税が適用されます。

## 補 足 説 明

弁 護 士 小 林 章 博

「新会社法の成立が間近です!」とのタイトルで原稿を執筆いたしましたが、原稿執筆後、新会社法は成立し、また、施行日に関しても若干流動的となっております。以下補足してご説明いたします。

### 1 会社法の成立及び公布

平成17年6月29日に成立し、平成17年7月26日に公布されました。

### 2 施行日について

会社法附則で「この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされています。当初、平成18年4月1日施行予定といわれておりましたが、現在では平成18年5月施行予定といわれています。

### 3 その他

#### (1)脚注1に関して

会社法は成立しましたので、本原稿で引用している条文で確定しております。

#### (2)脚注5に関して

「有限責任事業組合に関する法律」は、平成17年8月1日施行されました。

会社法施行に向けて、当事務所は、これからも最新の情報をお届けできるように万全の準備をさせていただきます。また、来る平成17年10月17日(月)午後には、当事務所主催で「新会社法セミナー(仮題)」を予定しております。詳細につきましては、今月下旬頃改めてご案内申し上げますので、是非ご参加賜りますようお願いいたします。





弁護士  
加藤 幸江

出身大学  
早稲田大学法学部

経歴  
1971年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(23期)  
検事任官(東京地方検察庁、  
福島地方検察庁)  
1974年  
大阪弁護士会登録  
1983年  
中央総合法律事務所入所  
2004年  
大阪商業大学非常勤講師  
(独禁法)  
所属学会等  
工業所有権法学会会員  
知的財産法研究会  
知的財産法実務研究会  
知的財産判例研究会

取扱業務  
知的所有権、民事法務、  
家事相続法務、独禁法

著書他  
共書  
『不正競争の法律相談』  
『特許・実用新案の法律相談』  
(青林書院)  
『判例意匠法』  
(社)発明協会)  
『判例著作権法』  
(東京布井出版)

論文  
『通信ネットワークをめぐって(その2)』  
(共同執筆・債権管理No.38)  
『「チボリ」の名称を付した  
営業表示及び登録商標の周  
知性及び類似性について』  
(知的管理1998年7月号)

日本弁理士会の特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修講師(平成15年~17年)  
(商標担当)

## 知財の窓から

弁護士 加藤 幸江

### 1 知財セミナーの開催

当事務所は、本年5月13日、ヒルトンホテル大阪において、「知的財産権の国際的保護」と題して、大阪の三枝国際特許事務所と共同でセミナーを開催しました。100名近い方のご参加をいただき、知財への関心が高いことを改めて感じました。

講演内容は、以下のものでした。

- a 米国ワシントンのドーシー事務所 Paul Meiklejohn 弁護士「強い権利行使ができる特許の取得戦略」
- b ワシントン大学ロースクール・早稲田大学ロースクール 竹中俊子教授「米国・ドイツ・日本法における特許発明の技術的範囲」
- c 三枝国際特許事務所 岩井智子弁理士「中国の知財制度を踏まえた模倣品対策」  
発明を特許として公開した場合、侵害者に対して特許権に基づいて差止め等をできなければ、せっかくの技術を独占したことになりません。的確な特許権保護手段が執れるか否かは、特許明細書の記載方法に係っているのであり、Meiklejohn 弁護士には具体的事例を元にこの点の重要性を説いていただきました。

竹中教授は、特許の世界で議論が喧しかった均等論について、日本の最高裁判決を踏まえて、米独における取り扱いをお話しいただきました。

岩井弁理士には、中国における現代の知財事情、我が国が主要な問題点の一つと考えている模倣品対策についてお話しいただきました。

今後も当事務所は、改正会社法や税法その他皆様の関心が高いテーマを取り上げて、セミナーを開催する予定ですので、どうぞご参加くださいますようお願いいたします。

### 2 知財高裁

知的財産高等裁判所が、東京高等裁判所の特別の支部として、本年4月1日に誕生しました。特許権、実用新案権等の技術型事件については、1審がどこの地裁であろうとも、すべての控訴案件を取り扱います。例えば特許侵害事件について、大阪地裁の判決に対する控訴は、大阪高裁ではなくて東京の知財高裁に行わなければなりません。

知財高裁の特徴の一つに、裁判官5人が担当する「大合議」があります。通常の場合の合議は3人の裁判官で構成しますが、早期の判断の統一が要請されるような重要な事案は大合議に付されます。その第1号の口頭弁論が本年6月3日に関われました。事案は、ワープロソフト「一太郎」に関するジャストシステムと松下電器産業との控訴審です。裁判所も「一太郎」を採用しているそうです。どのような審理になるか興味深いところです。

### 3 職務発明の対価(604億円が8億円に!)

東京地裁が、「職務発明の対価は604億円」と判断した日亜化学工業対中村修二氏の紛争は、本年1月に東京高裁で8億円強で和解で終了しました。この事案を見てもおわかりのように、職務発明の対価は計算基準の捉え方により大きく異なります。職務発明に関する従前の特許法は、発明の対価を最終的に裁判所の判断にゆだねていましたので、ある日突然、裁判所により多額の支払いを命じられる可能性があり、予見ができませんでした。

そこで平成16年に特許法35条が改正され、契約・勤務規則等に職務発明の対価について定めた場合は、基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で為された協議の状況、策定された基準の開示の状況等を考慮して、策定された額が不合理と認められない限りそれを「相当の対価」と認めるということになりました。本年4月1日から施行されています。これにより、職務発明者に対して支払うべき費用についての予測可能性が高まることになります。協議の相手方は誰か、協議は、何について、どの程度行えばよいか、対価を決定するための基準としてどの程度具体的に示すべきか等、「合理的」と認定されるための要件は一律ではありませんが、特許庁は、平成16年9月に、「新職務発明制度における手続事例集」を公表しており、参考になります。

## 裁判エッセイ 14

### タフでなければ生きていけない、やさしくなければ生きていく資格がない。



弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部  
経歴  
1959年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等  
裁判所、大阪地方裁判所等  
の裁判官および最高裁判所  
調査官として民事裁判に携  
わる。

京都家庭裁判所所長、京都  
地方裁判所所長、高松高等  
裁判所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所長官を定年  
退官

2000年1月  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

現在  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

取扱業務  
民事法務、商事法務、会社  
法務、金融法務、倒産法務、  
行政法務、家事相続法務

「タフでなければ生きていけない、やさしくなければ生きていく資格がない」というのは、レイモンド・チャンドラーの最後の作品「プレイバック」で私立探偵フィリップ・マロウが言うセリフです。チャンドラーの作品は、気の利いた地の文やセリフがちりばめられていることに魅力があり、マロウの言うこのセリフもその一つです。ただこのセリフは、マロウが、最初は探偵仕事での調査対象者であったのに、後に依頼人になった美人と関係を持ち、そうした後でこの美人に言うものですから、状況に問題なしとしません。この作品ではマロウは場当たりの女関係を外でもして、当該の美人との関係も場当たりのなのです。またこのセリフに相応しい実体が描写されているわけでもありません。ですからこのセリフの出自には問題があると言わざるをえないのです。

しかし結構人口には膾炙して、某経団連会長が就任の記者会見でこのセリフを引用しておられた記憶があります。出自にかかわらずというか出自が知られていないからというか、一人歩きのできる言葉になっているようです。

裁判官を定年退官した直後、ある地方裁判所長から「先生は裁判官にとって一番大切な資質を一つあげるとすると、何をあげられますか」と尋ねられたことがあります。退官直後でまだ裁判官意識が残っているうちに、なんらかの意図のない、純粹客観的な気持を聞いておきたい、ということであったのでしよう。「人のまさに死なんとするや、その言や善し」というところでしょうか。

突然のことでしたが、その時私の頭にすっと浮かび上がったのは「やさしさ」とか「親切」ということでしたので、「白鳥の歌」としてすぐにそのように答えました。

裁判官に求められる資質は、沢山あります。順不同に並べてみても、常識、勤勉、健康、頭の良さ、好奇心、法律的な知識経験、法的なセンス、正義感、理解力、発言や文章等による発表力、調整力、説得力、持続力、不屈の精神等いくらでもあげられます。そして裁判を受ける側からすれば、裁判官がこれらの資質を兼ね備えてほしいと願うのは当然のことだといえるのです。

では何故、私がこうした当然のことの中から取りあげず、余り裁判官に求められる資質として取りあげられそうにもない「やさしさ」をあげたのでしよう。

裁判官になって20年目位の頃、高裁民事部での経験です。裁判長はA判事で、私は陪席判事でした。高裁では全事件合議で裁判することになりますが、A判事の仕事振りがすごいのです。記録を徹底的に読み、検討されるのですが、事

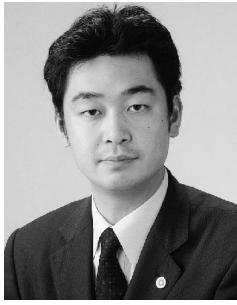
件によっては記録をばらばらに分解して、自宅の座敷一杯に図面などを広げ、嘗めるように調べていかれるのです。合議では事件のことをいろいろ検討しますが、A判事が事件のことをしゃべり出すと、とどまるところを知りません。よくそれだけのことがしゃべれるなあ、という位です。こちらも記録を読んでいますから、A判事の言われることがすべて資料に基づいていることが分かります。事件の表のことから裏のこと、選り取り見取りにいくらでも湧き出るのでした。事件が分かる、とはこういうことなのだと思得したものでした。そしてA判事のこの姿勢は、全事件に及ぶのです。

A判事のこのエネルギーの根元が実は、事件に対する「やさしさ」「親切心」なのです。義務感というのと少し違います。事件に対し、当事者に対してやさしいから、当然のこととして、事件の発する情報を親身になって最大もらさず受け止め、最も正しい解決点を見出そうという精神活動になるのです。好奇心が旺盛ということもできるかもしれませんが、好奇心の更なる源泉であったという方が正確だと思っています。

そのころ私も裁判官一通りの経験を経ていましたし、ある程度の自信もありましたが、A判事の姿勢にはほどほど頭が下がったのでした。そして裁判官はこれではなければならないと身に染みたのです。裁判官は事件のことを理解しなければなりません。本当は理解だけでは不十分で、それを超えて共感に達することが大切なのです。A判事は、事件に共感できる人でしたが、共感するために事件に取り組む、というより、やさしさをもって深く事件に取り組むことによっておのずから事件に共感しておられたのだと思います。

上にあげた裁判官に求められる沢山の資質は、頭の良さなど知的な要素を除くと、タフネスと要約できるかと思いますが、こうしたタフネスの背後にやさしさがあることによって、タフネスを柔らかく包み、指導することになるのだと思います。反対にこのやさしさを欠くと、なにか口ボツのような怪力無双の人造人間になりかねず、そんな裁判官は願い下げです。背後にやさしさがあることによって、このタフネスが望ましいものに転化或いは昇華するのだと思うのです。裁判官は心やさしく、力持ちでなければなりません。標題のとおり裁判官は「タフでなければ生きていけない、やさしくなければ生きていく資格がない」のです。

このように、この言葉の出自には多少問題がありますが、純化したものとして裁判官に適用してもよいかと思ひますし、実はこの意味するところは、裁判官に限らず弁護士など法曹一般、さらに広く現代社会一般に求められるもののようにも思っています。



弁護士

錦野 裕宗  
(にしきの・ひろのり)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1999年  
最高裁判所司法研修所修了  
(51期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務等

## 金融庁への出向に際して

弁護士 錦野 裕宗

弁護士になってから、はや丸6年が過ぎようとしております。この間、債権回収業務、その他金融法務を中心とし、さまざまな業務に邁進してまいりました。幾数の訴訟事件、その他の事件を経験し、その中で真剣に事実に向かい合い、また悩みとおすことは、その時々自分にとっては大変なことで、自らの寿命が縮むような思いもいたしました。しかし、その一つ一つの事件が自分にとっては血となり、肉となり、自分の弁護士としての力を成長させてくれたものと考えております。

私は、弁護士として多面的な観点を持ち、相談に来ていただいたクライアントの方に、すべての相談の中で何らかの新しい物事の見方、考え方、視点等を提供し、今日相談をしてよかったですと満足頂いてお帰りいただくことを最終目標としております。このような、多面的な観点を磨くということは、口で言うのはたやすいですが、一朝一夕に身につくものではなく、まだまだ最終目標には道半ばという感覚を抱いております。ただ単に法律書や実務書を読むのみで身につくものではなく、やはりそれぞれの事案に真剣に取り組んでいき、それぞれの事実関係を詳細に検討し、その経験を増やしていくことで本当の意味での多面的な観点というのは身につくものでないかと考えています。しかし、それを継続していけば間違いなく自分自身は成長していけるということも最近実感しております。やはり3年前の自分や、1年前の自分からすると弁護士として成長した自分を発見する事もあり、そのような時には、弁護士というのはいい職業だ、自分に向いていると実感することもあります。

他方で、近時民法、商法、破産法等我々弁護士にとって、まさに基本法といえる分野についても大きな法律改正がおこなわれております。これらについてフォローしていくことは、それなりの労力を伴うものではありませんが、その分野における価値観そのものが変更されるような大きな変更を伴う改正も特に近時には多く存在し、これらについて確実にフォローしていくことが弁護士として最低限の任務ではないかと考えております。さらに、弁護士業務を重ねるに従って、銀行法、証券取引法等の業法と接する機会も増えました。ただ、業務の中で触れることのあるのはこれらの業法のうちのごく限られた一部であり、これらの業法について体系的に理解したいとの思いも次第に強くなってまいりました。

このような中、各業法を根拠として、金融機関に対する監督を行う金融庁の業務に興味を持ち、任期付職員として勤務してみたいとの思いを持っていたため、その募集に応募したところ、4月1日から金融庁監督局保険課にて2年間勤務することとなりました。行う業務は保険会社に対する監督であり、ノーアクションレター制度における照会に対する対応や、法律、規則、ガイドライン等の整備にも関わることになります。これまで、金融機関の案件については多数関わらせていただく機会を与えていただいております。しかし、これまでとは全く違う行政という観点から業務を行うことは当然のことながら初めてであります。光のあて方、持つべき視点自体がこれまでとは全く違ったものであることは容易に想定され、金融庁において執務を行うことは自分にとって大変なものであることは容易に想像がつかます。しかし、弁護士として培った能力等を生かし、最大限職務に邁進して行く所存です。金融庁での職務に邁進することは、自分にとっても非常にいい経験になりますし、ひいては私が弁護士として必要と考える多面的な観点のいくつかを私に提供してくれるものと考えております。そのようななか、さまざまな経験をなすことにより再度弁護士となったおりに、一皮向けた、より遅い弁護士、より詳しい弁護士と皆様に評価していただけるよう最大限努力して行く所存であります。

2年間の任期中は弁護士として職務を行うことは不可能であり、皆様にご迷惑をかけることとなります。本当に申し訳ございません。本来であればクライアントの皆様方へ上記ご説明をなし、お詫びに赴くべきところ、時間的余裕がなく、そのようなことが出来なかったことも重ねてお詫び申し上げます。しかし、上記のとおり最大限の努力をなして自らの能力を高めたいと考えております。何卒ご容赦のほどお願い申し上げます。

皆様方と再度お仕事を出来る日を楽しみにして、金融庁に就任いたします。  
何卒よろしくお願ひ申し上げます。





事務局 法務部  
法務第一部長

**寺本 栄**  
(てらもと・さかえ)

出身大学  
関西大学法学部

経歴  
1984年  
中央総合法律事務所入所

主要著作  
「債権回収必携 執行トラ  
ブルQ&A」共著  
(経済法令研究会)

## 平成16年民事執行法の改正について

弁護士法人中央総合法律事務所  
法務第一部長 寺本 栄

### 1 はじめに

「民事関係手続の改善のための民事訴訟法の一部を改正する法律」が、平成16年11月に成立し、民事執行法の一部が改正されて、平成17年4月1日から施行されています(平成16年改正)。司法制度改革の一環として、民事執行制度についても、権利実現の実効性を向上させるとの観点から見直しがなされて、先ず、平成15年に「担保物権及び民事執行法制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が成立し、民事執行法に関して、民事執行法上の保全処分の強化等がなされました(平成16年4月1日から施行)。そして、平成16年改正は、円滑な権利実現を図る観点から民事執行手続を一層、適正かつ迅速なものとする目的で改正がなされました。

今回は、民事執行法に関するこの平成16年改正の概要、及びこの改正のうち不動産競売手続に影響が大きい「最低売却価額制度の見直し」について解説します。

### 2 平成16年改正の概要

民事執行法に関する平成16年改正の概要は、次のとおりです。

少額訴訟に係る債務名義を作成した簡易裁判所を執行裁判所とする少額債権のための債権執行制度の創設

不動産競売における最低売却価額制度の見直し

不動産競売手続における剰余を生じる見込みがない場合の合理化(買受可能価額が執行費用を上回りかつ優先債権者の同意があるときは、売却を実施できるとする)

不動産競売手続における差引納付申出の期限を、売却許可決定が確定する時まで伸長  
裁判所の職務分担の合理化として、裁判官の権限のうち、物件明細書の作成、配当表の作成等を書記官に委譲

執行官による直接の援助請求を、警察以外に官公庁一般に拡大

扶養義務等の金銭債務に関する強制執行について、間接強制の制度を導入

### 3 不動産競売手続における最低売却価額制度の見直し

#### 改正内容及び経緯

今回の改正は、旧法での最低売却価額(旧法60条1項)を「売却基準価額」に改めるとともに(改正法60条1項)、買受けの申出の額は、売却基準価額の中からその10分の2に相当する金額を控除した「買受可能価額」以上でなければならないとしました(改正法60条3項)。

最低売却価額の制度は、不当な安価での落札を防止して、所有者、債権者の利益を保護するとともに、裁判所が不動産の価格に関する情報を提供して開かれた売却制度を実現する趣旨(不動産の合理的な価格を判断することは、通常困難であるので、裁判所が適正な価格を提示して、一般の競売参加を容易にする趣旨)の制度です。

これに対しては、不動産の価格形成は、競売市場における市場原理に委ねられるべきで、国が売却価格を規制するのは相当でないし、競売不動産の売却が滞るケースでは、最低売却価額が

適正な市場価格を反映していないことも原因であるとの批判がありました。しかし、この制度を撤廃すると、執行妨害を利用して、一般の買受希望者を排除し、競売物件を不当な安価で落札して、多くの転売利益を得ることが可能になる等の問題があります。

そこで、最低売却価額の制度は維持することとして、執行裁判所は、評価人の評価に基づいて、売却基準価額を定めなければならないとし、さらにもともと不動産の評価は、その性質上、一定の幅があることを考慮して、この売却基準価額からその2割を減額した買受可能価額を定めて、この価額を売却価額の下限として、この価額での買受けも可能としました。

#### 売却基準価額及び買受可能価額の適用

旧法で最低売却価額が基準とされていたものについて、改正法では、売却基準価額、買受可能価額のどちらが適用されることになったかを確認しておく必要があります。

売却基準価額は、(ア)買受可能価額の算出基準、(イ)買受け申出の保証の額の基準(売却基準価額の10分の2(改正民事執行規則39条))、(ウ)一括売却がされた場合の売却代金の案分の基準(改正法86条2項)として適用されます。

買受可能価額は、(ア)買受申出、売却許可の基準、(イ)超過売却に該当する場合に、一括売却をする場合の債務者の同意の要否の基準(改正法61条但し書)、(ウ)剰余を生ずる見込みの有無の基準(改正法63条)として適用されます。

#### 経過規定

売却基準価額及び買受可能価額の制度は、改正法施行前に申立てられた不動産競売事件についても、適用されます。

但し、改正法施行前に、最低売却価額が決定されて、既に売却を実施させる旨の命令が発せられている不動産競売事件については、その命令に係る売却手続及び売却の許可又は不許可の決定に係る手続については、その最低売却価額に基づいて手続が進められることとなります。また、改正法施行前に最低売却価額が決定されたが売却実施命令が発令されていない場合は、その最低売却価額を売却基準価額とみなすこととしています(改正法附則9条2項、3項)。

#### 実務上の注意点

買受可能価額の制度が創設されたことによって、競売手続に参加しやすくなるので、事実上競売の効果をあげることが期待されます。また、従来、買受けがない場合に、最低売却価額を見直し、再度売却を実施する取り扱いがなされてきましたが、買受可能価額での売却が可能になったことにより、1回の売却実施で売却される可能性があり、その分、競売手続が迅速化されるものと期待されます。

その一方で、債権者にとっては、買受け申し出が余り期待できない物件では、競売当初から債権の回収可能金額が2割減額されることにもなりかねないので、債権者としては、担保評価を厳格にする必要があるものと思われます。



# 消費税法改正のあらまし

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄



税理士 岡山 栄雄  
(おかやま・えいお)

出身学校  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

出身地  
高知県四万十市

主な経歴  
大阪国税局 総務部 企画課長  
大阪国税局 査察部 管理課長  
大阪国税局 査察部次長  
福知山税務署 署長  
南 税 務 署 署長  
国税不服審判所 審理部 副審判官

取扱業務  
税務相談等  
税務相談事務  
税務代理事務  
書類作成  
会計決算書類  
税務申告書類  
税務届出書類  
その他  
税務調査の立会  
経営一般の相談

事務所  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

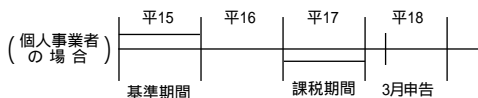
平成15年度の消費税法の改正によって、本年度から消費税の制度が大きく変わります。主に影響があるのは、個人法人の中小事業者です。弁護士、公認会計士、不動産鑑定士などの自由業者も影響を受けます。弁護士事務所では、新たに課税事業者となる事務所も多いことと思います。主な改正の内容は、「事業者免税点の引下げ」と「簡易課税制度の適用上限の引下げ」です。

## 【事業者免税点の引下げ】

小規模事業者は、従来、基準期間における年間売上高が3,000万円以下なら消費税を納める必要はありませんでした。小規模事業者の納税事務の負担に配慮した事業者免税点制度のためです。この免税点が下がり、基準期間の年間売上高が1,000万円を上回る事業者は、消費税を納めることが必要になりました。「基準期間」は、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度とされています。

「事業者免税点制度」では、消費税の創設以来、基準期間の課税売上高が3,000万円に据え置かれ、368万の事業者が免税事業者になっていました。そこで課税の適正化という観点から、事業者の免税点を大幅に縮減させ、財務省の試算では、免税点の引き下げで新たに課税される事業者は、約136万業者に及ぶといわれています。

「免税点の引下げ」は、個人事業者は平成17年分の申告(確定申告期限は平成18年3月末日)から、法人は平成17年3月末決算分(確定申告期限は平成17年5月末日)から適用となります。



## 【簡易課税制度の適用上限の引下げ】

中小事業者は、従来、簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限は2億円となっていました。この制度を適用できる課税売上高の上限額が5,000万円に引き下げられました。

「簡易課税制度」とは、一般的な消費税額の計算方法に代えて、控除対象の仕入税額を個別に計算せず、売上げに係る消費税額等に事業の種類ごとに定められた一定のみなし仕入率を乗じて計算し、その金額を仕入れに係る消費税額とみなして控除する制度です。「みなし仕入率」は、卸売業が90%、小売業が80%、製造業、建設業等が70%、飲食店業、保険業、その他の事業が60%、弁護士などのサービス業、運輸、通信、不動産業が50%と定められています。

簡易課税制度を適用するためには、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ「簡易課税制度選択届出書」を課税期間の開始前までに税務署に提出していることが必要です。ただし平成15年度に免税点である1,000万円を越えて新たに課税事業者となった場合は、平成17年の課税期間の終了前、すなわち個人事業者の場合は平成17年12月末まで、法人の場合は課税事業年度の終了前までに提出すればよいことになっています。

この度の改正で、多くの事業所が新たに消費税を納めなければならなくなるといえます。この機会に、基準期間の課税売上高を検討して、消費税が課税になるかどうか、課税になれば簡易課税制度を選択したほうが有利かどうか、簡易課税を選択できない場合は課税仕入れの金額をどのように計算すればよいかなど、是非検討していただきたいと思います。

大阪事務所



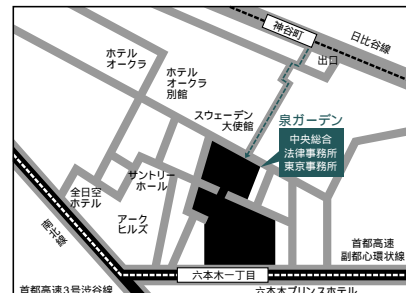
弁護士法人  
中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

大阪事務所  
〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL 06-6365-8111(代表) FAX 06-6365-8289

東京事務所(新住所)  
〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
TEL 03-3568-7244(代表) FAX 03-3568-7245

東京事務所



## 所属弁護士等

- |            |           |           |             |             |           |           |
|------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二  | 弁護士 加藤 幸江   | 弁護士 村野 譲二   | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 浅井 隆彦 |
| 弁護士 中光 弘   | 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 村上 創  | 弁護士 小林 章博   | 弁護士 中務 尚子   | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 |
| 弁護士 小林 幹雄  | 弁護士 三浦 章生 | 弁護士 近藤 恭子 | 弁護士 藤井 康弘   | 弁護士 國吉 雅男   | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 衛藤 祐樹 |
| 弁護士 金澤 浩志  | 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 亘  | 法務第一部長 寺本 栄 | 法務第二部長 角口 猛 |           |           |